

店頭外国為替証拠金取引説明書／店頭通貨オプション取引説明書（個人のお客様）

旧	新（改訂事項）
<p>はじめに</p> <p>店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>	<p>はじめに</p> <p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>
<p>目次</p> <p>第1章 リスクについて</p> <p>1-1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について3</p> <p>1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク4</p> <p>第2章 お取引について</p> <p>2-1. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて13</p> <p>2-3. 本人確認書類の提出15</p> <p>2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為16</p> <p>第3章 その他</p> <p>3-1. 信託保管について18</p> <p>3-2. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語19</p> <p>3-3. 当社の概要23</p>	<p>目次</p> <p>第1章 リスクについて</p> <p>1-1. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引のリスク等重要事項について3</p> <p>1-2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引における主なリスク4</p> <p>第2章 お取引について</p> <p>2-1. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の手続きについて19</p> <p>2-3. 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について22</p> <p>2-4. 本人確認書類の提出23</p> <p>2-5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為24</p> <p>第3章 その他</p> <p>3-1. 信託保管について27</p> <p>3-2. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語28</p>
<p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p>	<p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引および同項第4号に規定する取引に該当する通貨に係る店頭通貨オプション取引について説明します。</p>
<p>1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク</p>	<p>1-2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引における主なリスク</p>
<p>(1) 価格変動リスク</p> <p>(1)価格変動リスク 為替相場は24時間常に変動しており、外国為替取引は価格変動リスクを伴います。ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。</p>	<p>(1) 価格変動リスク</p> <p>(1)価格変動リスク 為替相場は24時間常に変動しており、店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引は価格変動リスクを伴います。ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく為替相場は、短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。</p>
<p>(4) 取引証拠金・スワップポイント・取引手数料の変更リスク</p> <p>取引証拠金・スワップポイント・取引手数料は為替相場の状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更致します。</p>	<p>(4) 取引証拠金・スワップポイント・取引手数料・オプション料の変更リスク</p> <p>取引証拠金・スワップポイント・取引手数料・オプション料は為替相場の状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更致します。</p>
<p>(6) OTC（相対取引）リスク</p> <p>店頭外国為替証拠金取引はお客様と当社とのOTC（相対取引）であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。</p>	<p>(6) OTC（相対取引）リスク</p> <p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引はお客様と当社とのOTC（相対取引）であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レート（またはオプション料）は他の情報（テレビやインターネット等）とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。</p>
<p>(10) 逆指値注文リスク</p> <p>店頭外国為替証拠金取引での逆指値注文は、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合（週末たぎ）・メンテナンス（ルール4サービス停止時間参照）の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）・インターバンク市場において出合レートがない場合には、指定したレートから大きく乖離して約定することがあります。また、逆指値注文は値幅制限がないことから必ずしも損失が想定した範囲で留まるとは限りません。</p>	<p>(10) 逆指値注文リスク</p> <p>店頭外国為替証拠金取引での逆指値注文は、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合（週末たぎ）・メンテナンス（ルール4サービス停止時間参照）の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）・インターバンク市場において出合レートがない場合には、指定したレートから大きく乖離して約定することがあります。そのため、必ずしも損失が想定した範囲で留まるとは限りません。</p>
<p>(13) 個人情報に関するリスク</p> <p>店頭外国為替証拠金取引を利用するにあたり使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。</p>	<p>(13) 個人情報に関するリスク</p> <p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引を利用するにあたり使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。</p>
<p>(15) 関連法規の変更リスク</p> <p>(1)～(15)のリスクは、店頭外国為替証拠金取引における主なリスクについて記載したのですが、これが全てのリスクとは限りません。</p>	<p>(15) 関連法規の変更リスク</p> <p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。</p>
<p>(1)～(15)のリスクは、店頭外国為替証拠金取引における主なリスクについて記載したのですが、これらが全てのリスクとは限りません</p>	<p>(1)～(15)のリスクは、店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引における主なリスクについて記載したのですが、これらが全てのリスクとは限りません</p>

<p>第2章 お取引について</p> <p>当社の提供する店頭外国為替証拠金取引(以下、FX取引)とは、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。</p>	<p>第2章 お取引について</p> <p>当社の提供する店頭外国為替証拠金取引(以下、FX取引)とは、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。また、オフセット注文をお選びいただく場合、取引開始時にオプション料をお支払い頂き、FX取引と同時に店頭通貨オプション取引を締結することにより、FX取引において為替差損が発生したときには、決済時にオプション権が行使され、為替差損と同額で相殺されることによって、損失を限定することができます。</p>
<p>ルール2 利用時間</p> <p>※FX取引の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>ルール2 利用時間</p> <p>※FX取引及びオフセット注文の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>
<p>ルール4 サービス停止（メンテナンス）時間</p> <p>※FX取引のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>ルール4 サービス停止（メンテナンス）時間</p> <p>※FX取引及びオフセット注文のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>
<p>ルール5 取引対象通貨</p> <p>FX取引では米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージードル・円等主要各国通貨の組合せにより取引ができます。取引対象通貨についてはホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。</p>	<p>ルール5 取引対象通貨</p> <p>FX取引では米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージードル・円等主要各国通貨の組合せにより取引ができます。取引対象通貨についてはホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。オフセット注文は、USD/JPY、EUR/JPY、GBP/JPY、AUD/JPYで取引ができます。</p>
<p>ルール6 取引単位</p> <p>(新設)</p>	<p>ルール6 取引単位</p> <p>※オフセット注文は10,000通貨毎となります。</p>
<p>ルール15 注文形態</p> <p>※オフセット注文は新規注文約定時に取引手数料が発生いたします。</p>	<p>ルール15 注文形態</p> <p>※オフセット注文は新規注文約定時にオプション料が発生いたします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>ルール16 オフセット注文</p> <p>オフセット注文は、お客様の行うFX取引について、決済時に為替差損が発生した場合、当社がお客様に対し当該為替差損相当額の金銭を支払う義務が発生するよう条件設定されたオプション取引をFX取引と同時に行うことで、お客様に損失(オプション料を除く)を発生させない効果を生じさせる注文形態です。オフセット注文においては、決済期限までの間の為替相場の変動に関わりなく、お客様のお支払いは取引開始時のオプション料のみに限定されます。</p> <p>オフセット注文は、FX取引とオプション取引の組み合わせで構成されています。オフセット注文を希望される場合、オフセット注文におけるFX取引成立と同時に、FX取引を原資産とするオプション取引を締結していただきます。この際、注文時に提示されるオプション料をお客様の口座資産から徴収させていただきます。</p> <p>オフセット注文におけるオプション取引は、売却や解約はできません。また、当該FX取引の決済時において為替差損が発生していた場合にはオプション権が自動的に行使され、当該為替差損と相殺されます。当該FX取引の決済時において為替差益が発生していた場合にはオプション権は行使されません。</p> <p>なお、オフセット注文におけるFX取引のポジションは、決済期限までの間いつでも決済することが可能ですが、期限まで保持されていた場合は期限での時価によって自動的に決済されるものとします。</p> <p>※オフセット注文におけるオプション取引の詳細については、「店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について」(P.22)をご参照ください。</p>
<p>ルール16 許容スリッパ</p>	<p>ルール17 許容スリッパ</p>
<p>ルール17 注文の有効期限</p>	<p>ルール18 注文の有効期限</p>
<p>ルール18 証拠金規制による強制決済</p>	<p>ルール19 証拠金規制による強制決済</p>
<p>ルール19 自動ロスカット</p>	<p>ルール20 自動ロスカット</p>
<p>ルール20 決済期限の繰り延べ</p>	<p>ルール21 決済期限の繰り延べ</p>
<p>ルール21 差金決済に伴う金銭の授受</p>	<p>ルール22 差金決済に伴う金銭の授受</p>
<p>ルール22 証拠金等の入金</p>	<p>ルール23 証拠金等の入金</p>
<p>ルール24 情報セキュリティロック</p>	<p>ルール25 情報セキュリティロック</p>
<p>当社では、お客様の資産を確実に保護する観点から、不正アクセスの禁止を重視し、同一IDに対して、当社が指定する回数パスワードを誤入力するとアクセスが不可能となります。アクセスの解禁のためには、登録メールアドレスから解除作業をしていただく必要があります。</p>	<p>当社では、お客様の資産を確実に保護する観点から、不正アクセスの禁止を重視し、同一IDに対して、当社が指定する回数を超えてパスワードを誤入力するとアクセスが不可能となります。アクセスの解除のためには、登録メールアドレスから解除作業をしていただく必要があります。</p>
<p>ルール25 税金について</p>	<p>ルール26 税金について</p>
<p>ルール26 注文の執行</p>	<p>ルール27 注文の執行</p>
<p>ルール27 サイクル注文</p>	<p>ルール28 サイクル注文</p>
<p>(1) サイクル注文で約定したポジションをサイクル注文に依らずに決済した場合、または同ポジションの決済指値を取り消した場合、新規注文可能額が不足したことにより新規注文が成立しなかった場合は、それ以降の当該注文と同条件のサイクル注文は発注されません。</p>	<p>(1) サイクル注文で約定したポジションをサイクル注文に依らずに決済した場合、または同ポジションの決済指値を取り消した場合、新規注文可能額が不足したことにより新規注文が成立しなかった場合は、その時点で当該サイクル注文は削除されます。</p>

ルール28 i サイクル注文	ルール29 i サイクル注文
<p>(4) i サイクル注文で約定したポジションを i サイクル注文に依らずに決済した場合、また、新規注文可能額が不足したことにより i サイクル注文の新規注文が成立しなかった場合は、それ以降の当該注文に対応する繰り返し注文は発注されません。</p>	<p>(4) i サイクル注文で約定したポジションを i サイクル注文に依らずに決済した場合、また、新規注文可能額が不足したことにより i サイクル注文の新規注文が成立しなかった場合は、その時点で当該サイクル注文は削除されます。</p>
<p>2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p>	<p>2-2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の手続きについて</p>
<p>(1) 店頭外国為替証拠金取引口座の設定 店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社にFX取引口座開設申込書・個人情報提供に関する同意書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただきます。</p> <p>2. 新規注文の指示 店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取引通貨ペア ② 売付取引又は買付取引の別 ③ 注文数量 ④ 価格(指値、成行等) ⑤ 注文の有効期間 ⑥ その他顧客の指示のよることとされている事項 	<p>(1) 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引口座の設定 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の開始にあたっては、あらかじめ当社にFX取引口座開設申込書・個人情報提供に関する同意書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただきます。</p> <p>2. 新規注文の指示 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取引通貨ペア ② 売付取引又は買付取引の別 ③ 注文数量 ④ 価格(指値、成行等) ⑤ 注文の有効期間 ⑥ その他顧客の指示のよることとされている事項 ⑦ 取引期限(オフセット注文)
<p>3. 電磁的方法による書面の交付 お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。</p> <p>(4) 取引システム</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 約定取引明細(契約締結時交付書面) ② 注文履歴明細 ③ 入出金明細 ④ スワップ明細表 ⑤ 金融商品取引年間報告書 ⑥ 金融商品取引報告書 ⑦ 月間取引報告書(未決済ポジションの部、入出金明細の部、取引明細の部) ⑧ 証拠金残高・未決済ポジション状況 ⑨ 重要な内容の変更の通知 ⑩ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書 	<p>3. 電磁的方法による書面の交付 お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。</p> <p>(1) 取引システム</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 約定取引明細(契約締結時交付書面) ② 注文履歴明細 ③ 入出金明細 ④ スワップ明細表 ⑤ 金融商品取引年間報告書 ⑥ 金融商品取引報告書 ⑦ 月間取引報告書(未決済ポジションの部、入出金明細の部、取引明細の部) ⑧ 証拠金残高・未決済ポジション状況 ⑨ 重要な内容の変更の通知 ⑩ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書 ⑪ 店頭外国為替証拠金取引および、店頭通貨オプション取引に関する確認書
<p>(2) ホームページ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集(契約締結前交付書面) ② 店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面) 	<p>(2) ホームページ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款・規定集(契約締結前交付書面) ② 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引説明書(契約締結前交付書面)

	2-3. 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について
(新設)	<p>1. オプション取引とは 一般的にオプション取引とは、①予め定められた期日に(何時に)②特定の商品を(何を)③予め定められた価格で(幾らで)売買する「権利」を取引することです。 たとえば、「ドル/円で一年後に今のレートでドルを10,000通貨買う権利」を買うといった取引は、オプション取引と呼ばれます。 1年後にドルが必要で、現在のレートが100円とし1年後に110円まで値上がりすると予想した場合、今100円でドルを買うことが合理的な判断となります。しかし、そうすると予想が外れ1年後に90円となってしまうと、本来90円で買ったものを既に100円で買ってしまっているということとなり、ドルの値下がり分を享受することができなくなります。 このような時、「1年後に100円でドルを買う権利」というオプションを買っておくと、1年後110円になっていたら、この権利を行使して100円でドルを買うことができますし、90円になっていたら、この権利を行使せずに市場で90円でドルを買うのが合理的です。 オプションを買うときにはオプション料が発生しますが、権利を買うということは自分にとって不利になれば権利を行使しなければよいので、オプションの買い手にとって損失はオプション料の支払いのみに限定されます。</p>
(新設)	<p>2. 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について オフセット注文は、お客様の行うFX取引について、決済時に為替差損が発生した場合、当社がお客様に対し当該為替差損相当額の金銭を支払う義務が発生するよう条件設定されたオプション取引をFX取引と同時に行うことで、お客様に損失(オプション料を除く)を発生させない効果を生じさせる注文形態です。オフセット注文においては、決済期限までの間の為替相場の変動に関わりなく、お客様のお支払いは取引開始時のオプション料のみに限定されます。 オフセット注文におけるオプションは、「当該FX取引において決済時に為替差損が発生した場合、お客様は当該為替差損相当額の金銭を受け取ることができ、為替差益が発生した場合、お客様は当該為替差益相当額の金銭を支払うという権利」です。 お客様は、オフセット注文の決済期限までの間、いつでも当該FX取引のポジションを決済することができ、為替差損が発生した場合は、当該オプションを自動的に行使し損益を相殺することとし、為替差益が発生した場合は、オプションの行使はしないものとします。その結果として、オフセット注文では取引における損失は発生せず、為替差益はお客様の利益として口座資産に反映されるため、オフセット注文でのお客様の支払いは、オプション料のみに限定されます。</p> <p>※ オプション料は当該FX取引の新規約定時に口座資産から徴収されます。 ※ 決済期限において当該FX取引のポジションを保有していた場合は、東京時間15時に当該FXポジションを自動的に決済するものとし、決済時のオプションの行使については、期限前決済と同等の扱いとなります。 ※ 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文については、いかなる時点においても売却はできないものとし、購入いただいたオプションは行使されるか、期限において失効するものとなります。 ※ オフセット注文におけるFX取引の決済は、ロスカット、証拠金規制による強制決済も含まれます。 ※ オフセット注文のオプション料は注文毎に注文画面に表示されます。</p>
2-3. 本人確認書類の提出	2-4. 本人確認書類の提出
2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項	2-5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項
3-2. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	3-2. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語
<ul style="list-style-type: none"> ・アスク(オファー) ・スプレッド(すぶれっど) ・スワップポイント(すわっぷぽいんと) ・ビッド(びっど) ・ロスカット(ろすかっと) ・ロールオーバー(ろーるおーばー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスク ・スプレッド ・スワップポイント ・ビッド ・約定(やくじょう) 注文が成立することをいいます。 ・ロスカット ・ロールオーバー
3-3. 当社の概要	3-3. 当社の概要
<p>【事業内容】 1. 金融商品取引法に基づく店頭外国為替証拠金取引及びこれに付随する一切の業務</p>	<p>【事業内容】 1. 金融商品取引法に基づく外国為替証拠金取引及びこれに付随する一切の業務</p>